

学校再配置に関する対応について

令和7年4月 三次市教育委員会

学校再配置にあたっては、令和7年3月に策定した「三次市立小中学校のあり方に関する基本方針」に定める「再配置の進め方（別紙参照）」に基づき、保護者や学校、関係者と連携し、計画的に進めていきます。

1 通学関係

通学手段について

○安全な通学手段を確保します。

- (1) 公共交通機関（JR、路線バス）による登下校が可能な場合は、原則これを利用して通学します。
・休日の学校行事や下校時刻の変更等により運行時間まで長時間を要す場合は、三次市教育委員会がバス（タクシー）の委託輸送を行います。
- (2) 公共交通機関の運行が無い地域は、三次市教育委員会がスクールバス（タクシー）の運行を行います。乗降場所や運行便数は、保護者と協議して定めます。

2 学用品関係

制服、体操服、シューズ、カバン等について

○あらたな費用の負担が生じないように、現在使用されている物を継続使用していくことを基本とします。

3 学習環境の変化への対応

① 事前の交流について

○学校間で協議・連携し、共同学習や交流行事、生徒会交流などを計画的に行い、子どもたちの不安解消に努めます。

② 再配置校への現教職員の配置について

○児童生徒に対し継続的な学習指導が行えるよう、教職員の人事配置について、広島県教育委員会に要望します。

③ 特色ある学習内容の継続について

○これまで培ってきた教育内容を尊重して、再配置校においても継続した取組や新たな教育カリキュラムの策定に活かします。

4 その他

再配置に関する連携・協議について

○保護者、学校等による連携・協議を行います。会議を定期的に行い、意見等を把握し、対応に繋がっていきます。

（３）再配置の進め方

学校の再配置については、保護者、地域住民と丁寧な議論を行い、理解と協力を得て進めます。

特に、児童生徒の学習環境や生活環境、教職員との関係等、新たな環境への適応を支援するとともに、地域づくりの継続・発展の観点から、関係者と連携を行います。

なお、再配置により生じる課題については、次の通り対応します。

ア 児童生徒の環境変化

- ・計画的な交流行事や共同学習等、児童生徒の交流を促進したり、PTA等の相互交流を行います。また、スクールカウンセラーの支援を受けることができる仕組みや学校教育活動全体を通じた配慮を行っていきます。

イ 通学環境・通学手段

- ・通学手段については、国の定める一定の基準（おおむね１時間以内の通学時間）を踏まえ、スクールバス・公共交通機関等での対応を基本とします。
- ・遠距離通学には、交通手段の確保を含めた支援を行うことを基本とします。
- ・通学路の安全対策については、交通安全プログラムの活用により対応します。

ウ 放課後の居場所づくり

- ・学校再配置後の放課後児童クラブや放課後子ども教室等については、再配置された小学校区を基本とし、保護者のニーズや実態を踏まえ検討します。

エ 地域コミュニティ

- ・再配置に伴い、通学区域が拡大することや、学校がなくなる地域がでることから、地域と学校の関係が希薄化しないように、「学校が関わる地域が広がること」をメリットとして、最大限生かす取り組みを進めます。
- ・再配置後の学校では、以前の学校の教育資源を活用し、より幅広いふるさと教育を進めます。
- ・コミュニティ・スクール等については、新たな枠組に再編していくことを視野に、関係者と検討・協議しながら進めます。
- ・学校再配置後の跡地は、関係機関が一体となり地域と協議し、活用を多角的に検討します。なお、三次市公共施設等総合管理計画の基本方針により、活用方針が定まらない場合は、原則として譲渡または解体を行います。